

まちづくり構想における 南エリアの将来像とまちづくりの目標

防災性の向上や、住み続けられる快適な住環境の確保の両面の調和を目指し、南エリアの将来像とまちづくりの目標を、以下のように掲げます。

まちの将来像

災害に強く、安全で安心して住み続けられるまち

まちづくりの3つの目標

目標1
燃えない、
壊れないまちを
つくる

防災

避難しやすく、燃え
広がらない安全なま
ちづくりを進めます。

目標2
快適な居住
環境があるまち
をつくる

住環境

地区の特性を活かし
ながら、住み続ける
ことができる、快適で
魅力あるまちづくりを
進めます。

目標3
ともに住み続け
られるまちを
つくる

住民主体

住民がともに考える
とともに、区と協力
しながらまちづくりを
進めます。

木造住宅の不燃化建替え・ 除却工事を助成します

特に不燃化を推進すべき区域や災害に強いまちづくりを推進している区域を対象に、木造住宅を準耐火建築物等にする不燃化建替え工事や除却工事に、区が助成します。

※交付決定前に契約をしている場合には助成はできません。詳細はお問い合わせください。

建替え等の無料相談 ができます

建替え等に関し、権利者等からの相談に応じることが可能な専門家(※)を区から無料で派遣することができます。建替え等をご検討されている方は、是非ご活用ください。詳細はお問い合わせください。

※例：建築士、不動産鑑定士、再開発プランナー等

西新宿五丁目 まちづくり ニュース

No.23

令和3年6月
西新宿五丁目
まちづくり協議会
事務局：新宿区

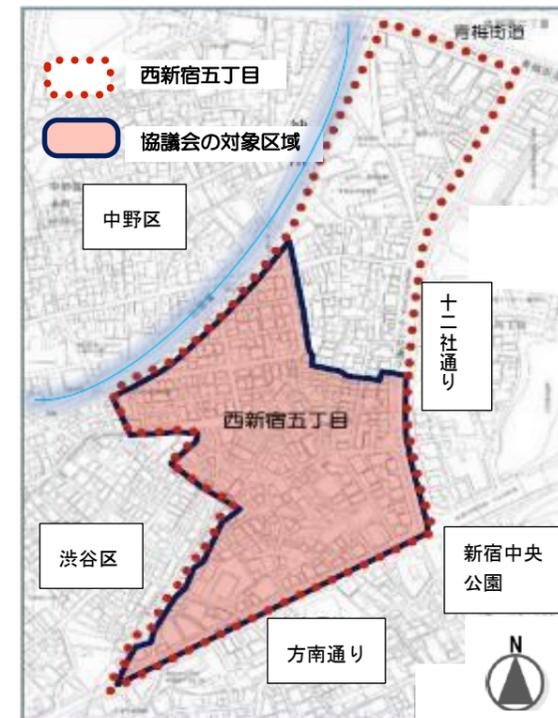
「第13回まちづくり協議会」を開催します！

当地区では、「災害に強く、安全で安心して住み続けられるまちづくり」を目指して、平成28年度から協議会で検討を続けています。

前回の第12回協議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止策として動画配信形式にて開催しました。配信内容は、まちづくり構想(素案)のアンケート結果を踏まえたまちづくり構想(案)の確認、周知方法等の検討についてでした。

第13回協議会では、5月下旬に皆様に配布した「まちづくり構想」について報告し、どのように運用するのかについて、意見交換を行いたいと思います。

ぜひ、協議会にご参加ください！



日時

令和3年7月9日(金)

第1回 15:00~16:30

第2回 19:00~20:30

※事前予約制です
※第1回と第2回は
同じ内容になります

場所

BIZ 新宿 (西新宿 6-8-2)

第1回 研修室 A (3階)

第2回 多目的ホール (1階)

内容

まちづくり構想の運用
について



協議会事前予約方法

【事前予約制】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、混雑緩和へ向けた取組みとして、**事前予約制**とさせていただきます。**第1回と第2回は同じ内容**になります。

【予約方法】

【予約方法】 **ご住所・お名前・ご連絡先・ご希望の時間帯**を記載の上、電話・メール・FAX等でお申し込みください（ご予約のなかった時間帯は開催を取りやめます）。

【受付締切り】

令和3年7月8日（木）17時00分まで

【予約受付先】

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎8階
新宿区 都市計画部 防災都市づくり課 担当：鷹嘴・山本・佐藤
TEL 03-5273-3842（直通） FAX 03-3209-9227
E-mail bosaitoshi@city.shinjuku.lg.jp



※ 件名・タイトル等に「西新宿五丁目 第13回まちづくり協議会 予約」とご記入ください。

【注意点】

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、会場は感染防止対策を実施します。入口にて手指の消毒、検温にご協力ください。お越しいただく際は、マスクの着用、手洗い、感染症予防管理票の記入などにご協力をお願いいたします。
- 当日はご自宅で体温を計測の上、発熱等の症状がないことをご確認ください。発熱や体調不良の場合には、ご来場をお控えいただきますようお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況の推移等により、急遽開催を中止とさせていただきます場合がございます。中止の場合は、事前予約の際に頂いたご連絡先にお知らせいたします。

協議会の内容は区ホームページでもご視聴いただけます

【視聴方法】

インターネットで「西新宿五丁目防災まちづくり」と検索または標記の二次元バーコードからご覧ください。

ページ内のリンクから、「第13回まちづくり協議会」の動画にアクセスし、ご視聴ください。動画再生には大量のデータ通信が発生します。スマートフォンやタブレットでご視聴される場合は、Wi-Fi環境での動画再生を推奨します。



動画の公開期間 令和3年7月9日（金）～7月30日（金）17時まで

まちづくり構想の運用方法(案)

まちづくり構想は今後のまちづくりをさらに進めるためのきっかけや、エリア内で大規模な再開発等が行われる際に、無秩序に開発されないように誘導するための指針です。このまちづくり構想は地元の皆さまによって作られ、守られていく**地域の大切なルール**です。皆さまによって運用・活用されることで「まちづくり構想」を実現します。

【方法】

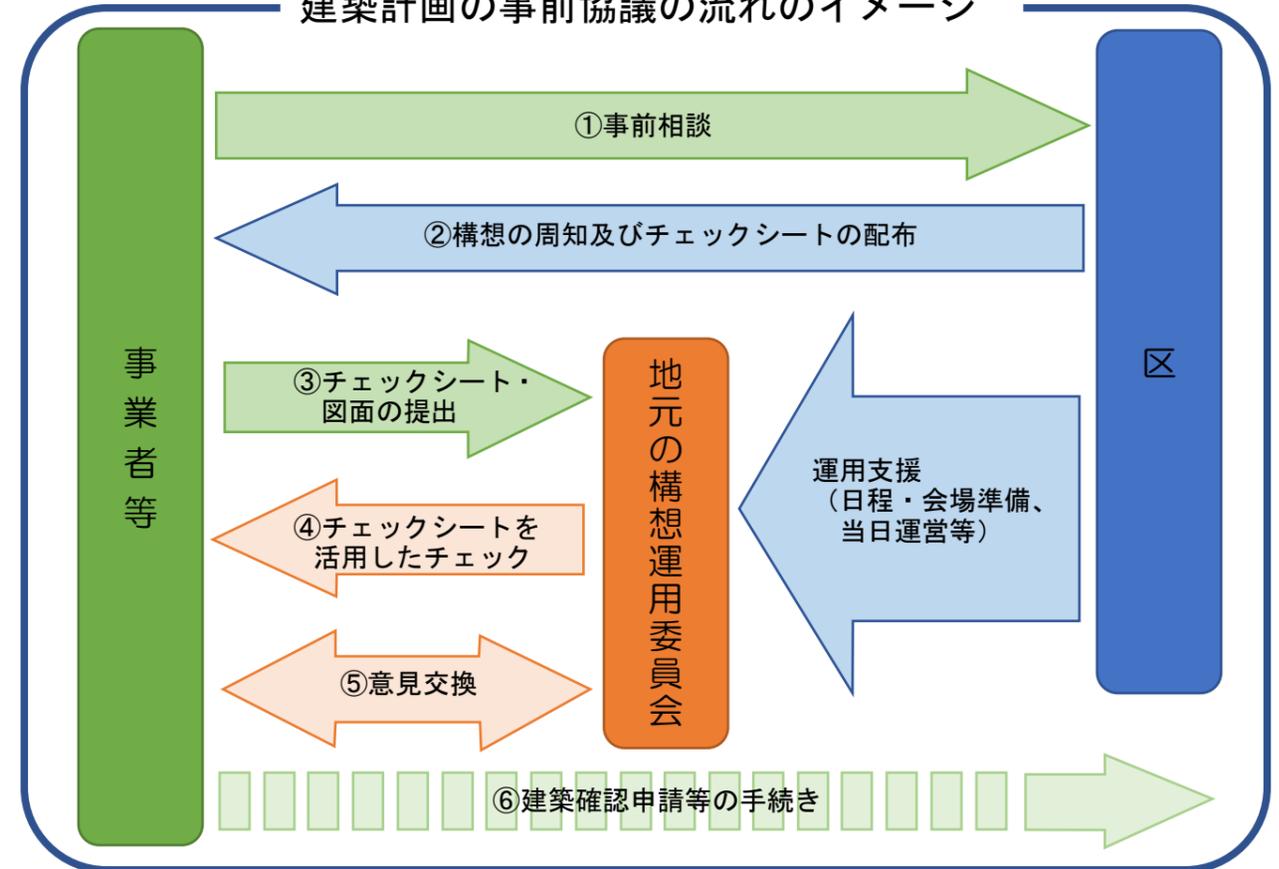
事業者等が建築を行う際に、まちづくり構想に即した建築物であるかを地元の構想運用委員会が事前協議をします。その際には、事業者等にチェックシート及び図面の提出を求めます。

【効果】

事業者等が地元の構想運用委員会と意見交換することにより、双方のコミュニケーションが活発となり、まちづくり構想に描いたまちの実現につながります。



建築計画の事前協議の流れのイメージ



※まちづくり構想は、地域の大切なルールです。運用・活用されることで「まちづくり構想」を実現します。

●お問い合わせ(事務局)●

新宿区 都市計画部 防災都市づくり課(鷹嘴・山本・佐藤)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎8階
TEL 03-5273-3842(直) FAX 03-3209-9227 E-mail bosaitoshi@city.shinjuku.lg.jp

※区のホームページでも公開しています！

西新宿五丁目防災まちづくり

検索